

さいたま市次世代型太陽電池等の導入推進支援業務 公募型プロポーザル実施要項（企画提案に係る招請説明書）

1. 趣旨

本市では、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出量を削減するため、市民・事業者・行政の連携・協力により、各部門からの温室効果ガス排出量を 2050 年度までに実質ゼロを目指している。国では、2030 年度までに 46%、更に高みを目指す 50%削減を示しており、本市も令和 6 年 3 月に地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を改定し、2030 年度までに 51%削減を目指している。

一方で、目標達成に向けては、現状、平成 25（2013）年度比で令和 3(2021)年度の実績が約 18% に留まるため、目標達成に向けたハードルは高く、現状の施策だけでは達成し得ない。本業務は、昨年度、本市の地理的特性や、社会情勢、再生可能エネルギーのポテンシャル調査など踏まえた上で、本市にとって有益な温室効果ガス削減手段を検討するため、調査・分析を行った「脱炭素社会推進支援業務」の次の段階として、効果的な脱炭素施策を実施するための実証事業に向けた提案等を行う業務とする。

委託事業者の選定に際して、業務委託の目的を効果的かつ効率的に達成することを期し、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から提案された企画等を一定の基準で評価・選定する「公募型プロポーザル」を実施するため、必要な事項を定める。

2. 業務委託の概要

（1）業務名称

さいたま市次世代型太陽電池等の導入推進支援業務

（2）事業内容

別紙「要求水準書」のとおり

（3）履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日まで

（4）事業費限度額

17,622,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 事業者選定方法

（1）公募型プロポーザル方式

（2）選定スケジュール

	事項	期日等
1	公募開始の告示	令和 7 年 4 月 9 日（水）
2	実施要項等の交付	令和 7 年 4 月 9 日（水）～5 月 9 日（金）
3	質問の受付	令和 7 年 4 月 9 日（水）～4 月 25 日（金）
4	質問の回答	令和 7 年 5 月 2 日（金）

5	参加表明手続	令和7年4月9日（水）～4月25日（金）
6	参加資格確認通知の送付	令和7年4月28日（月）
7	企画提案書の提出	令和7年4月30日（水）～5月9日（金）
8	プレゼンテーション審査通知の送付	令和7年5月13日（火）
9	書類及びプレゼンテーション審査	令和7年5月22日（木）
10	審査結果通知	令和7年5月30日（金）

4. 参加資格

企画提案書を提出しようとする者は、次の全ての要件を満たさなければならない。

（1） 特定共同企業体の場合

次のア～エの全ての要件を満たす構成員（イは代表構成員のみ）により結成されたものとし、その結成方法はオによるものとする。

ア 告示の日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（以下、「名簿」という。）に登載されていること。なお、代表構成員は、名簿に業種区分「催物、映画、広告、その他の業種」、大分類「その他の業務」、小分類「集計・調査、企画研究、計画策定業務」又は名簿（設計・調査・測量）のうち業務「建築関連コンサルタント」又は「建設コンサルタント」で登載されていること。

イ 以下の実績を全て満たすことを必要とする。

概要	条件	確認方法
① 現場責任者又は技術管理者は、技術士（環境部門、電気電子部門、建設部門のうち、一つ以上）の資格を有する。 ② 次世代型太陽電池等又は水素利活用に係る調査・検討等に係る契約を国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体との間で過去5年間に於いて1回以上締結し、かつ、これらを誠実に履行した実績を有するものとする。	① 同左 ② 令和2年度以降に受託し、適切に履行・完了済の案件	① 資格証明書 ② 契約書の写し及び、完了を証明する書類等の写し

ウ 次のいずれにも該当しない者であること。

（ア） 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始

の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第32号第1項各号に掲げる者

- (イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (ウ) 中小企業組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加していないこと。

エ 告示の日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

オ 特定共同企業体の結成方法は、2者又は3者による自主結成とし、特定共同企業体協定書を締結していなければならない。また、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(ア) 構成員の出資比率は、次のとおりとすること。

- a 2者の場合 30パーセント以上
- b 3者の場合 20パーセント以上

(イ) 代表構成員の出資比率は、構成員中最大とすること。

(ウ) 構成員は、本プロポーザルに係る他の特定共同企業体の構成員以外で構成すること。

(2) 単体企業の場合

上記（1）ア～エに掲げる代表構成員の要件を全て満たしている者（本プロポーザルに係る特定共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加している者を除く。）であること。

5. 実施要項等の交付

実施要項等は、次のとおり配布する。

(1) 交付期間

「3 事業者選定方法（2）選定スケジュール」のとおり

(2) 交付方法

以下のさいたま市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p119633.html>

(3) 交付資料

ア 実施要項

イ 要求水準書

ウ 実施要項の様式1～9

6. 質問の受付及び回答

実施要項等について質問がある場合は、次のとおり受け付ける。なお、電話・来所等口頭による質問は受け付けない。

(1) 質問の受付

ア 提出書類

別紙「質問票」（様式1）

イ 提出期限

「3 事業者選定方法（2）選定スケジュール」のとおり

ウ 提出先

「1 3 問い合わせ先・提出先」のとおり

エ 提出方法

電子メールで提出し、必ず受理確認の電話をすること。

(2) 質問に対する回答

令和7年5月2日（金）を目途に、「5 実施要項等の交付（2）交付方法」に記載の本市ホームページに掲載する。

7. 参加表明手続き

企画提案書の提出を希望するものは、次のとおり参加表明の手続きを行い、参加資格の確認審査を受けること。

(1) 提出書類

ア 単体企業体の場合

(ア) プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書（様式3）

(イ) 業務経歴書（様式5）

イ 特定共同企業体の場合

- (ア) 共同企業体プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書（様式 6）
- (イ) 共同企業体協定書（様式 7）
- (ウ) 共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書（様式 8）
- (エ) 委任状（様式 9）
- (オ) 業務経歴書（様式 5）
- (2) 提出期限
令和 7 年 4 月 25 日（金）午後 4 時まで
- (3) 提出先
「13 問合せ先・提出先」のとおり
- (4) 提出方法
持参又は郵送(簡易書留郵便に限る)により提出すること。
(郵送の場合は、令和 7 年 4 月 25 日（金）必着)

8. 企画提案書等の提出

- (1) 提案内容
要求水準書に記載する業務内容を踏まえ提案すること。
- (2) 提出書類
次に掲げる書類を提出すること。
 - ア 企画提案書表紙（様式 2）
 - イ 企画提案書 任意様式
 - (ア) 実施体制図、業務工程表は必ず記載すること。
 - (イ) 企業名、企業ロゴ、個人名等が特定できる識別情報は記載しないこと。
 - (ウ) 「ア 企画提案書表紙」は正本にのみ添付すること。
 - ウ 会社概要 名称、代表者名、設立年月日、経歴、資本金、従業員、本店支店の所在地、業務内容等の記載がある任意様式（上の項目があれば会社パンフレット等による提出可。）
 - エ 業務の実施体制調書（様式 4）
 - オ 見積書 任意様式（委託業務の一切の経費を含む。内訳書も作成すること）
- (3) 記入方法
提出書類は、「イ 企画提案書」を除き、日本工業規格 A 列 4 番の規格で統一(縦横問わず)して作成すること（作成済のパンフレット等を除く。）。
「イ 企画提案書」は日本工業規格 A 列 3 番で片面 3 枚以内とする。
- (4) 提出部数
ア～エは 10 部（正本 1 部、副本 9 部（複写可））かつ電子データデータ(CD-R 等による納品)による提出、その他は 1 部
- (5) 提出期間

令和7年4月30日（水）～5月9日（金）までの期間（持参の場合、土日祝日を除く。）のうち、午前9時から午後4時まで

（6） 提出先

「13 問合せ先・提出先」に記載のとおり

（7） 提出方法

持参又は郵送(簡易書留郵便に限る)により提出すること。

（郵送の場合は、5月9日（金）必着）

9. 評価基準及び審査方法

（1） 評価基準

別添「評価基準」のとおり

（2） 審査方法

さいたま市次世代型太陽電池等の導入推進支援業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査を実施する。

審査は、提出された企画提案書について別紙の「評価基準」に基づいて行う。なお、企画提案書を補完するプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションは、配置予定技術者（現場責任者）が原則説明、応答し、参加人数は3名以内とする。また、各者10分以内の説明、10分程度の質疑応答を実施する。

10. 書類審査

（1） 実施日

書類審査及びプレゼンテーションは令和7年5月22日（木）に実施する。プレゼンテーションの詳細については、令和7年5月13日（火）を目途に通知する。

（2） 選定基準

ア 選定委員会は「評価基準」に基づき、企画提案書に記載された内容を評価項目ごとに審査・採点を行い、合計点数が最も高かった者を最優秀提案者とする。

イ 最優秀提案者が決定した後、当該事業者から辞退の申し出があった場合は、当該手順の次点に該当する提案者を最優秀提案者として決定とする。

（3） 審査結果

審査結果は、令和7年5月30日（金）を目途に提案者全員に対し、提案者の順位及び最優秀提案者名を参加表明書に記載された連絡先へ郵送する。

11. 無効となる企画提案書

次の企画提案書は無効とする。

- ・「4 参加資格」に記載する要件を満たさなくなったとき
- ・企画提案書に虚偽の記載をしたとき

- ・審査の公平性を害する行為を行ったとき
- ・見積書の見積価格（消費税及び地方消費税を含む）が「２業務委託の概要(4)事業費限度額」に掲げる額を超えているとき
- ・「別紙 評価基準」に示す各評価項目・評価基準（見積価格を除く）の提案が記載されていないとき
- ・プレゼンテーションに参加しなかったとき

12. その他の留意事項

- ・本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- ・書類提出後の提案等の修正又は変更は認めない。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・提出された書類は、情報公開請求により公開することがある。
- ・参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式は任意)を提出すること。
- ・業務委託料の支払方法については、本業務完了後に一括支払いとする。

13. 問い合わせ先・提出先

(1) 所在地

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

(2) 担当部署

さいたま市 環境局 環境共生部 ゼロカーボン推進戦略課（本庁舎7階）

(3) 連絡先

電話番号 048-829-1324

FAX番号 048-829-1991

電子メールアドレス zerocarbon-suishinsenryaku@city.saitama.lg.jp

担当者 林、新井、渡辺